

パブリックコメントの概要及びコメントに対する考え方

( 項 目 )	( 頁 )
1. 告示に関するもの	1
2. 事務ガイドラインに関するもの	2
(1) 保険料積立金	2
(2) 危険準備金	10
(3) ソルベンシー・マージン基準	11
3. その他	12

1. 告示に関するもの

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>【Ⅱ－ハ】</p> <p>標準的方式により最低保証リスク相当額を算出し、最低保証リスクに対するリスク減殺を目的としてヘッジを行っている場合も、当項中の(1)から(3)の要件を満たす限り、(4)の限度額を限度として、リスク減殺が認められる趣旨であるか確認させていただきたい。</p> <p align="right">(アイエヌジー生命)</p>	<p>最低保証リスク相当額の算出方式が標準的方式であるか代替的方式であるかにかかわらず、所与の要件を満たす限り、一定の割合(ヘッジ割合)で最低保証リスク相当額を減殺できるという趣旨です。</p>
<p>【Ⅱ－ハ－(2)①i】</p> <p>ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計に関して、最低保証に係る支払い給付金の累計値をキャッシュ・フロー・ヘッジの対象とし、ヘッジ計画等で明確化することで良いか。</p> <p align="right">(ハートフォード生命)</p>	<p>ヘッジ対象となる最低保証リスクに対応するキャッシュ・フローの変動の累計には、御質問の最低保証に係る支払給付金の累計値を含めることは不適切と考えます。</p>
<p>【Ⅱ－ハ－(2)②】</p> <p>「変動幅が小さいことによる一時的なものと認められる場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動累計の比率が高い相関を示していなくても、ヘッジによるリスク減殺の取扱いを継続できる」とあるが、上記条件が認められる基準は明確化されるのか。</p>	<p>ヘッジ手段の有効性を示す相関関係が一時的に低くなったからといって、それまでの間の有効性が実証されていれば、そのヘッジ手段は有効に機能していると判断できると考えられます。</p> <p>このようなケースは変動幅が小さい場合において多くみられますが、ケースバイケースですので、</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
(ハートフォード生命)	これ以上明確化は致しません。
<b>【Ⅱ－ハー(2)③】</b> 「有効性評価とリスク減殺処理のためにヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けを行い、保険契約が終了するまでの間、区分管理する」とあるが、「ヘッジ対象としている場合には保険契約が終了するまでの間」という理解でよいか (ハートフォード生命)	貴見のとおりで差し支えありません。
<b>【別表 14 備考】</b> 「最低保証リスクを有している保険」の最低保証リスクの定義は、保険業法施行規則第 87 条第 2 号の 2 に記載のものと同義という理解でよいか。 (ハートフォード生命)	貴見のとおりで差し支えありません。

## 2. 事務ガイドラインに関するもの

### (1) 保険料積立金

コメントの概要	コメントに対する考え方
<b>【1-14-14-1(1)②及び(2)②】</b> 「最低死亡保険金保証及び最低年金原資保証の両方が付された保険契約については、死亡保険用の標準死亡率又は年金開始後用の標準死亡率のうち、保険料積立金の積立が保守的となる方の標準死亡率を使用」とあるが、この「保守的」という部分については、保険種類毎に予定死亡率を設定してよいと解釈する。 (マニユライフ生命、ハートフォード生命)	貴見のとおりで差し支えありません。
<b>【1-14-14-1(1)③及び(2)③】</b> 外貨建ての変額年金保険等で最低保証のための保険料積立金を積み立てる場合、標準利率ではなく当該通貨に応じた割引率を使用すべきであると考えますが、指標等は各社の考えによるものでよいか確認させていただきたい。 (個人)	保険金等を外貨で保証するものについては、標準責任準備金の対象外であるため、標準利率を使用する必要はありませんが、各社の考えのものを使用する場合は、十分な審査を経て認可を得る必要があります。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>【1-14-14-1(1)⑤】</p> <p>責任準備金の計算基礎として予定解約率を使用する場合、インザマネー・アウトオブザマネーの区別、解約控除期間であるか否かの区別をしなくても、インザマネーの状態および、解約控除期間を考慮して、適切と考えられる解約率を全期間用いてもよいか。</p> <p>(アクサ生命)</p>	<p>解約率について、御指摘のような区分を必ず設けなければならないことはありませんが、全期間に適用する場合であっても、⑤の i から iv のような事例に留意し、合理的に定めていることが必要です。</p>
<p>【1-14-14-1(1)⑤及び(2)⑤】</p> <p>「特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるときの解約率より低い率」とあるが、これはその評価時点(決算基準日)における特別勘定の残高が最低保証額を超えているか否かの状態だけにより将来の解約率を決定できると解釈する。</p> <p>また、「最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特別勘定の残高が最低保証額を下回る場合において解約率を保守的に設定」という部分についても、同様にその評価時点(決算基準日)における特別勘定の残高の状態だけにより将来の解約率を決定できると解釈する。</p> <p>(マニユライフ生命)</p>	<p>御指摘の部分は、解約率設定上の留意点であり、それだけで解約率を決定できるものではありません。解約率については、⑤本文中に記載しているとおり、過去の実績や商品性等から合理的に定められていることが原則と考えています。</p>
<p>【1-14-14-1(1)⑤及び(2)⑤】</p> <p>予定解約率に関して、海外における変額年金の解約経験をベースとし、日本市場の異質性等に基づく一定の保守性を加味して求めた予定解約率は使用可能と考えてよいか。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>契約者の解約行動は、そのときどきの運用環境や資産残高の状況等に大きく左右されることが考えられますので、海外における解約実績をそのまま適用することは適当ではありません。ただし、その解約実績を日本の市場と整合的なものに修正する手法に、十分な保守性と合理性があることが客観的に担保されるのであれば、使用することは否定されません。</p>
<p>【1-14-14-1(1)⑦】</p> <p>次の計算式は標準的な計算式と考えてよいか、それとも、近似的な計算式として使用可能なものか(収入現価を例にとる)。</p>	<p>1. は標準的方式、2. は標準的方式を前提として計算上工夫したものと考えられますが、3. は確率分布に基づく(<math>S_0, S_{1/12}, \dots, S_T</math>)の組を設定する</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>1. IAJ 会報別冊第 213 号 32 ページに収入現価の原則法として記載されている計算式。</p> $\sum_{t=0}^{m-1} \frac{d_{x+t}}{l_x} E(\bar{a}_{t+1/2}) + \frac{l_{x+m}}{l_x} E(\bar{a}_m)$ <p>ただし、</p> $E(\bar{a}_T) = \frac{\varepsilon_1}{\varepsilon + r - \mu} S_0 \{1 - e^{-(\varepsilon+r-\mu)T}\}$ <p>2. 上記計算式で積分展開前の式を用い積分をリーマン積分の近似計算で近似値を求める場合。</p> $E(\bar{a}_T) = \int_0^T \varepsilon_1 \cdot S_0 e^{(\mu-\varepsilon)t} \cdot e^{-rt} dt$ $\approx \sum_{t=1}^{T/dt} \varepsilon_1 \cdot S_0 e^{(\mu-\varepsilon)tdt} e^{-rtdt} \cdot dt$ <p>dt は微小区間の幅で、例えば 1/10000。</p> <p>3. 上記計算式で <math>E(\bar{a}_T)</math> を、確率分布に基づく (<math>S_0, S_{1/12}, \dots, S_T</math>) の組 (<math>\hat{S}</math>) を相当量 (例えば、1000 組) 用意し、次のとおりとする。</p> $E(\bar{a}_T) \approx \frac{1}{1000} \sum_{\hat{S}_1}^{\hat{S}_{1000}} \sum_{t=0}^T \varepsilon_1 \cdot S_t \cdot e^{-rt} / 12$ <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>	<p>ことは T 個のシナリオを設定しているのに他ならず、シナリオ設定を前提とした代替的方式に分類すべきと考えられます。</p>
<p>【1-14-14-1(1)⑦】</p> <p>標準的方式による保険料積立金の計算は、計算式による評価が求められています。しかし、標準的な計算式と同じ計算基礎率を用いたシナリオテストによる評価も容認されるべきであると考えます。</p> <p>(T&amp;Dホールディングス、大同生命)</p>	<p>シナリオ方式は、各保険会社のリスク管理に基づいてシナリオを設定し、保険料積立金を評価するという点が特長であり、標準的方式による計算式による評価と同等に取り扱うことは適当ではないと考えられます。</p>
<p>【1-14-14-1(2)①】</p> <p>保険料積立金の計算に CTE アプローチを用いる場合、テイルリスクを評価するという CTE アプローチの性質上 CTE (50%) 相当以上の水準が要請されると考えられます。事務ガイドライン案にある「概ね 50% の事象をカバーできる水準」は、CTE アプローチを用いる場合の CTE (50%) という</p>	<p>保険料積立金の積立水準は、標準的方式であるか代替的方式 (CTE アプローチを含む。) であるかにかかわらず想定するシナリオを 50% カバーする水準と考えています。なお、CTE アプローチを使用する場合は CTE (0%) で算出される水準となります。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>カバー水準が想定されますが、CTE(50%)を上回るどの程度の水準までが事務ガイドライン案と齟齬しないと考えてよいでしょうか。</p> <p>(T&amp;Dホールディングス、ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命、大同生命、太陽生命)</p>	
<p>【1-14-14-1(2)①】</p> <p>保険料積立金の水準に関して、概ね 50%の事象をカバーできる水準に対応する額としているが、例えば代替的方式として CTE アプローチを使用した場合は CTE(0%)で算出される水準と理解してよいか。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④】</p> <p>将来の金融環境が大きく変化した場合、その時点において合理的に想定される期待収益率及びボラティリティが、標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等なるものとして、アからウを満たすものとなっているときには、この率を既契約に遡及して責任準備金計算に用いることが可能であるか確認させていただきたい。</p> <p>(アイエヌジー生命)</p>	<p>責任準備金を決算期ごとの計算基礎率に基づいて計算する場合、責任準備金の一時的な取崩しや追加積立が生じるため、保険会社の期間損益や利益・剰余が不安定となり、保険会社の経営の実態を表さないことが考えられます。</p> <p>したがって、標準責任準備金制度においては、契約時の計算基礎率に基づいて計算する方法(ロックイン方式)が採られてきたところであり、本件に関しても、その趣旨に鑑み、同様に取り扱うこととしています。</p>
<p>【1-14-14-1(2)】</p> <p>代替的方式により責任準備金を計算する場合、計算基礎率として用いる、期待収益率・ボラティリティはロックインと考えてよいか。ロックインしない方法も認められるか。</p> <p>(アクサ生命)</p>	<p>前記のとおり、計算基礎率についてはロックイン方式を採用しているため、ロックインしない方法は認められません。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④ア】</p> <p>期待収益率・ボラティリティに関して、「リスク中立の観点」等から合理的かつ客観的根拠に基づき定めるとあるが、「リスク中立の観点」について具体的に意味することを示していただきたい。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>リスク中立の観点とは、標準的方式の基本となる考え方で、例えば、将来のキャッシュ・フローの期待値を求める場合のように、資産価格の変動リスクに対して中立的であることを意味しています。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④イ】</p> <p>代替的方式で期待収益率及びボラティリティを</p>	<p>期待収益率及びボラティリティは、将来の価格</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>決定するときの観測期間に、昭和 30 年から昭和 48 年までの期間のデータを単純に一律除外する とした例示規定は、各生命保険会社が貴重なデータを見なくなる習慣を助長することにも繋がりが ねないと思われるため、より柔軟な対応をお願い したく存じます。 (ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命、太陽生 命)</p>	<p>変動を見込むための重要な計算基礎であること から、実態とあまりにもかけ離れたものは適切で はないと考えられます。この時期は、人口増加率 が高く、経済基盤や社会資本の整備が進んだ時 期であり、現在及び今後予想される将来の価格 変動の前提としては、現実性を欠いています。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④ウ】 代替的方式による保険料積立金の額が標準 的方式による額(期待収益率及びボラティリティ は標準の基礎率、その他は代替的方式の基礎率 で計算したもの)と、10%以上乖離しないこととあ るが、その水準(10%)を含め、この限度を設定す る論拠を確認させていただきたい。また特に、 10%を上回る場合の制限は必要ないのではない かと考えるが、どのようにお考えになるか確認さ せていただきたい。 (アイエヌジー生命、ハートフォード生命)</p>	<p>乖離幅の制限については、共通の基準として 一定の率を設定する必要があるが、その設定に 際しては、乖離幅制限が大きいと不十分な状態 が放置されること、乖離幅制限が小さいと頻繁な 見直しが必要となることを加味する必要があります。 ちなみに、日本公認会計士協会発出の「退職 給付会計に関する実務指針(中間報告)」(平成 11年9月14日)では、退職給付債務が10%乖離 するまで割引率の見直しが留保されています。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④ウ】 「代替的方式によって計算される保険料積立金 の額が、・・・標準的方式によって計算される保 険料積立金の額と 10%以上乖離しないこと。」とあ るが、これについて以下の点を確認したい。 (a) 上記を評価するのは各決算基準日時点であ ると解釈する。しかし、仮に代替的方式を採用 しその認可を受けている場合、決算基準日時 点で 10%以上乖離するような状況においては 算出方法書の変更が必要と考えるが、この解 釈は正しいか。 (b) 10%以上の乖離を認めないというのは、商品 群団別に合計した金額をもって評価すると解 釈する。 (c) 10%の根拠について開示いただきたい。 (d) 代替的方式として CTE 方式を採用した場合、 保険料積立金の水準が概ね 50%の事象をカ バーできる水準となっていることから、保険料</p>	<p>(a) 認可後に 10%以上乖離した場合でも算出方 法書を直ちに変更することは不要と考えま す。 (b) 商品認可の際のルールなので、貴見のとおり で差し支えありません。 (c) 前記のとおりです。 (d) 保険料積立金については、シナリオ・カバ ー率を 50%としており、50%を超えるシナリオをカ バーする積立を認めていません。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>積立金として CTE(0%)を採用することが考えられる。しかし、より保守的に、レベルを上げた CTE を標準的方式との比較を行い 10%未満の乖離であることを基に使用することも合理的であると考えが、これは認められるか。</p> <p>(マニュライフ生命)</p>	
<p>【1-14-14-1(2)④ウ】</p> <p>最低保証リスクに対する保険料積立金は、最低保証額と特別勘定価額の差額による危険保険金の大小に対応して増減します。標準的方式に対する代替的方式の保険料積立金の乖離幅は、標準的方式による保険料積立金の大小や経過期間を考慮しないで、乖離幅を一律 10%内に制限しています。しかし、この許容範囲は、標準的方式による保険料積立金の大小に応じて、許容範囲を変動させるべきであると考えます。この場合、比較対象とする標準的方式による保険料積立金には、標準的な計算式と同じ計算基礎率を用いたシナリオテストによる保険料積立金も含まれるべきであると考えます。</p> <p>(T&amp;Dホールディングス、大同生命)</p>	<p>代替的方式において 10%の乖離幅制限を設けている趣旨は、標準基礎率以外の期待収益率やボラティリティを使用した場合であっても、最低保証リスクに係る保険料積立金の適切な積立を担保するためです。この乖離幅の設定については上述のとおりです。</p> <p>また、上述のとおり、シナリオ方式を標準的方式と同等に取り扱うことは適当ではないと考えられます。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④ウ】</p> <p>標準的方式によって計算される保険料積立金の額と 10%の範囲内という乖離幅を厳密に適用させることは、代替的方式により保険料積立金を計算することが現実的ではないと思われるため、「標準的方式によって計算される保険料積立金の額と 10%以上乖離しないこと」とした規定を、「概ね」などの文言を入れることにより、乖離幅、乖離額の双方から検証することを適用し、柔軟な対応が可能となるようにしていただきたく存じます。</p> <p>(ティ・アンド・ディ・フィナンシャル生命、太陽生命)</p>	<p>10%以上の乖離幅制限を設けている趣旨は、前述のとおりであり、御意見のような対応は適切でないと考えます。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④ウ】</p> <p>代替的方式を用いる場合、同一の計算基礎率に基づいて標準的方式により計算した額との乖離が 10%以内となることの確認が求められてい</p>	<p>認可後に 10%以上乖離した場合でも算出方法書の変更は直ちには不要と考えます。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>るが、この確認は、算出方法書の認可時に行い、事後的な検証は不要ということによいか。</p> <p>(アクサ生命)</p>	
<p>【1-14-14-1(2)④ウ】</p> <p>“代替的方式で使用する期待収益率は、標準的方式により導かれた責任準備金と10%以上乖離させない”という制限は、リスク量を効果的に捕捉する代替的方式の特長を大きく制約する障害となるものと思われます。撤廃、もしくは、段階的撤廃について要請します。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会)</p>	<p>乖離幅制限は、各保険会社のリスク管理を前提とした自主性の尊重とその結果としての保険契約者保護に遺漏がないという要請の両方を満たすものであり、その必要性は否定されません。また、この乖離幅制限は、最低保証リスクに係る保険料積立金の適切な積立を継続的に確保していくための枠組みです。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④ウ】</p> <p>期待収益率・ボラティリティに関して、「標準的方式に反映できない計算基礎率を除外して比較する(以下略)」とあるが、例えば動的解約率を導入した場合は、当該解約率は上記計算基礎率に該当すると考えてよいか。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>【1-14-14-1(2)④ウのただし書き】</p> <p>「代替的方式で使用する」とした計算基礎率を標準的方式の計算式に反映できない」とは、どのような場合を想定しているのか。保険料及び責任準備金の計算に使用する計算基礎率は算出方法書に規定すべきものである。算出方法書に規定される計算基礎率は標準的方式にも反映されるべきである。3の方法(P. 4)を用いれば少なくとも近似的な計算式でその計算基礎率は標準的方式に反映可能である。従って、そのような場合は有り得なく、ただし書きは不要と思われる。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>	<p>保険料積立金の計算式として表現することが困難な例として、元本割れの場合とそうでない場合で異なる解約率を設定する場合を想定しています。</p> <p>なお、3の方法(P. 4)は、前述のとおり、シナリオ方式と考えられますので、このただし書きは必要と考えています。</p>
<p>【1-14-14-1(3)】</p> <p>保険料積立金に関する規定の適用時期について、次の適用方法のうち、いずれも認められる取扱いか確認させていただきたい。</p> <p>(1)平成17年4月以降成立契約に対して、平成17年度から</p>	<p>平成16年内閣府令第83号及び平成16年10月金融庁告示第59号により、平成17年4月1日以降に締結する保険契約を標準責任準備金の対象としていますが、各社の判断により平成16年度に締結した保険契約を標準責任準備金の対</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>(2)平成 16 年 4 月以降成立契約に対して、平成 16 年度末決算から</p> <p>(3)平成 16 年 4 月以降成立契約に対して、平成 17 年度から(平成 16 年度末決算では保険料積立金の積立を行わないが、平成 17 年度より、平成 16 年度の新契約も含めて積立を行う場合を想定)</p> <p>また、平成 16 年度契約も積立の適用対象とする場合、「事務ガイドライン1-14-14-1(3)」によると、これは標準責任準備金の対象契約とならないように見受けられるが、これについて確認させていただきたい。</p> <p>(アイエヌジー生命)</p>	<p>象とすることを妨げていません。このため、平成 16 年度に締結した保険契約を標準責任準備金の対象契約とする場合は、平成 16 年度決算から標準責任準備金を積み立てることは当該内閣府令及び告示上で明確となっておりますが、原案の事務ガイドライン1-14-14-1(3)では、御意見のとおり誤った解釈となる可能性があるため、以下のとおり修正致します。</p> <p><u>平成 17 年 3 月 31 日以前に締結された変額年金保険契約等であって、標準責任準備金の対象契約とならないものについては、(1)及び(2)が適用されないが、このうち保険金等の額を最低保証している保険契約については、平成 17 年度以降、毎決算期において将来収支分析を行い、保険料積立金に不足を生ずることが見込まれる場合には必要な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めるものとする。</u></p>
<p>【1-14-14-1(4)①】</p> <p>保険料積立金についてはヘッジ効果を認めないということによいか。ヘッジ適用があったとしても、ヘッジ適用がない場合の保険料積立金を積立てると理解している。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>【1-14-14-1(4)②】</p> <p>共同保険式再保険の場合は出再した部分に係わる保険料積立金を積立なくて良いと読めるが、その理解によいか。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>【1-14-14-1(4)②】</p> <p>施行規則第 71 条第 1 項第 4 号は「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」と規定しており、当該再保険者に出再した場合は最低保証リスクに係る責任準備金の出再控除を認めるべきではないと考える。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>	<p>本件は、再保険一般に関わる問題であり、貴重な御意見として承ります。</p>
<p>【1-14-14-1(4)②】</p>	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「危険保険金額をベースとして保有・出再額が決定される方式の再保険に付した場合においては、標準的方式又は代替的方式により算出した保険料積立金を積み立てるものとなっているか。」とあり、このことから保険料積立金を不積立とできないものと解釈する。一方で最低保証金額をベースとして保有・出再額が決定される方式の再保険やリスクのすべてを移転する再保険(共同保険式再保険や修正共同保険式再保険等)などは特に記載がないことから、その部分に対する保険料積立金を不積立とすることができるかと解釈する。</p> <p>また、修正共同保険型の再保険を用いて元受会社が責任準備金を積み立てた場合には、再保険リスクが0であると解釈する。</p> <p>(マニュライフ生命)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>【1-14-14-1(4)②】</p> <p>再保険の取扱いに関して、「当該保険金等に係る危険保険金額をベースとして保有・出再額が決定される方式の再保険」は、いわゆる毎年更新式定期再保険 (Yearly Renewable Term Reinsurance)を指すと理解してよいか。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>

(2)危険準備金

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>【1-14-14-2③】</p> <p>危険準備金Ⅲの積立は、最低保証に係る収支残の金額以上を積み立てるので再保険は無関係である。従って、ここで言う控除とは積立限度の控除のことと理解してよいか。積立限度は責任準備金の6%なので、責任準備金を移転する再保険のみが対象である。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>【1-14-14-2】</p>	

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>危険準備金Ⅲの積立基準は、最低保証に係る収支残となっているが、再保険の損益を収支残に含めることは認められるか。</p> <p>(アクサ生命)</p>	<p>再保険によりリスクを移転した部分は、出再元が当該リスクを負わないとして取り扱うことから、再保険の損益を収支残に含めることは適切でないと考えられる。</p>

(3)ソルベンシー・マージン基準

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>【1-14-14-3(3)②】</p> <p>リスク区分に応じてリスク対象金額が定められている。リスク対象が再保険会社に移転されている場合は、再保険方式にかかわらず当該リスクの計算から控除できると考えられる。</p> <p>(アメリカン ライフ インシュアランス カンパニー)</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。</p>
<p>【1-14-14-3(2)】</p> <p>ソルベンシー基準に代替的方式を用いる場合、正確に資本剰余を捕捉するという目的に照らし、トータルキャッシュフローの使用は否定されるものではないと考えます。この点につき当局のお考えをご教示いただきたく存じます。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会)</p>	<p>最低保証リスク相当額を付加保険料も含めた全保険料(トータルキャッシュフロー)ベースによる計算方法を指摘されているが、保険料のうち事業費や利益部分については、保険金等の支払財源に充てることを目的として設定されたものではありませんので、将来、保険金等にも充てることが可能だからといって、将来の収入として、保険料積立金やソルベンシー・マージン比率の計算に織り込むことは適当ではないと考えられます。</p>
<p>【1-14-14-3(2)①】</p> <p>「通常の予測を超えるリスクに対応するものとして、1-14-14-1(2)②から⑥に留意し、」とあるが、特に代替的方式によるソルベンシー・マージン基準のリスクは標準的方式によるリスクと比較して10%以上乖離してはいけないとは直接記載されていない。このことから、10%以上乖離することも認められると解釈する。</p> <p>(マニユライフ生命、ハートフォード生命)</p>	<p>ソルベンシー・マージン基準のリスク量を代替的方式で計算する場合は、保険料積立金についても代替的方式で計算すべきと考えます。このため、保険料積立金において債務履行を担保する水準の同等性を確認していれば、ソルベンシー・マージン基準において確認する必要はないと考えています。</p>
<p>【1-14-14-3(2)①】</p> <p>最低保証リスク相当額は、保険料積立金を含めて概ね90%の事象をカバーできる水準に対応</p>	<p>適切な計算基礎率の下で設定されたファクターテーブルについて、90%のシナリオがカバーされ</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>する額としており、標準的方式ではリスク対象毎に 2%と設定している。例えば、代替的方式として、リスク対象をより詳細に区分し、当該区分毎に異なる水準のリスク係数を設定する等、より精緻なファクターテーブルを作成し、リスク相当額を算出する手法は、90%のカバー率が確認される限り可能であると理解して良いか。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>ることが確認できれば、使用することも可能と考えられます。</p>
<p>【1-14-14-3(2)②】</p> <p>通常の予測を超えるリスクとして、保険料積立金と合わせて概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応する額としているが、例えば、代替的方式として CTE アプローチを用いていた場合、計算基礎率が全て要件を満たす条件下では、保険料積立金と合わせて CTE(80%)で算出される水準と理解してよいか。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>適切なシナリオの下で、CTE(80%)が概ね 90%の事象をカバーするのであれば、貴見のとおりで差し支えありません。</p>

### 3. その他

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>平成 16 年 10 月 22 日に公布された内閣府令及び告示には、責任準備金等の算出において標準的方式に加え代替的方式による責任準備金の算出が可能であることが記載されております。ところが、今回の事務ガイドライン(案)によれば、代替的方式を使用する場合は、標準的方式で算出される数値と比較して 10%以上乖離しないという制限が付されております。</p> <p>代替的方式のひとつとしては CTE 方式が考えられますが、この方式は将来のキャッシュ・フローを確率論的手法により計算し、合理的な責任準備金を算出する方法であり、広く北米において使用されております。また弊社におきましてもマニュアル・ファイナンシャル社の責任準備金等の算出基準として傘下の保険会社において広く採用し</p>	<p>10%の乖離幅制限は、標準基礎率以外の期待収益率やボラティリティを使用した場合であっても、最低保証リスクに係る保険料積立金の適切な積立を担保するために設定したものであり、保険会社の財務健全性確保のために、一定の合理性があるものと考えています。</p> <p>なお、変額年金保険については、更なる市場拡大が続くとともにリスク管理の高度化が進んでいくことが予想されることから、金融庁としても、この積立ルールを実態の変化を踏まえ常に適切なものとすべく努めて参る所存です。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>ている方法です。しかしながら、上記の 10%の乖離制限が付されていることにより、合理的な責任準備金を算出するという CTE 方式が持つ本質的な機能が著しく制限され、実質的に CTE 方式を日本の保険市場に導入することを阻害することとなっております。</p> <p>弊社としては、このような内容の事務ガイドライン(案)が提示されたことを大変残念に思うと同時に、今後は、さらに代替的方式に関する議論・検討を深め、より合理的かつ科学的に責任準備金およびソルベンシー・マージン基準のリスクを算出する方法としての代替的方式の検討を強く望みます。</p> <p>(マニユライフ生命)</p>	
<p>私共3協会は当局が変額年金保険の複雑な構造と各社のリスクマネジメントの現況に照らして、標準的方式と代替的方式の二つの方式を規制の枠組みに導入されたご見識に対し敬意を表させていただきたく存じます。一方、私共3協会は、今後とも業界と当局が協力してより精緻なリスク把握を可能とする手法の統一的採択に向けての努力を継続する必要があると認識しております。</p> <p>そうした手法とは、トータルキャッシュフローによる収支予測と各社が任意に設定した慎重な前提に基づき、検定された実世界シナリオを確率論的手法により損実分布を計測し、しかる後責任準備金および必要資本を確定させるアプローチです。(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会)</p>	<p>トータルキャッシュフローについての御意見に対しては前述のとおりですが、変額年金保険については、更なる市場拡大が続くとともにリスク管理の高度化が進んでいくことが予想されることから、金融庁としても、この積立ルールを実態の変化を踏まえ常に適切なものとするべく努めて参る所存です。</p>
<p>既契約には標準的方式、新商品には代替的方式で責任準備金および必要資本を導く、といった使い分けは可能でしょうか。同様に、同一の契約(群団)に対し、責任準備金の算定とソルベンシー・マージン基準リスク算定に異なる方式を用いるのは可能ですか。</p> <p>(米国生命保険協会、欧州ビジネス協会保険委員会、カナダ生命保険/健康保険協会)</p>	<p>商品性や契約時期に応じ、リスク管理を行うことも考えられることから、基本的には御意見の方法は可能ですが、標準的方式で評価する商品(あるいは契約)、代替的方式で評価する商品(あるいは契約)を算出方法書において明確にするとともに、適切なリスク管理方針の基、一貫性のある算出方式をとることが必要と考えられます。</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>標準責任準備金の対象となる契約と対象とならない契約について、それぞれ同一会社内で異なる方式による保険料積立金・最低保証リスク相当額の算出が認められるか確認したい。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>標準責任準備金の対象とならない契約については、今回の改正案にある標準的方式や代替的方式による積立は課されないので、御指摘の点は認められることとなります。</p> <p>なお、上記の契約については、決算期ごとに行う将来収支分析において、不足が生ずることが見込まれる場合に、必要な積立を行うこととしております。</p>
<p>保険料積立金については代替的手法を使用し、最低保証リスク相当額については標準的手法を使用する対応は許容されるのか、確認したい。また、逆のケースについても同様に確認したい。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>保険料積立金とソルベンシー・マージン基準のリスク相当額の評価は、基本的には、同一の方式で行うべきものであると考えられます。しかしながら、保険料積立金への適用が平成 17 年度以降の新規契約からであるのに対して、ソルベンシー・マージン基準への適用は全ての保有契約としていることから、計算の複雑性等に配慮し、当面の措置として、御意見のうち前者の対応を認めます。</p>
<p>平成 16 年 10 月 21 日公表のパブリックコメントの結果において、ソルベンシー・マージン基準に関して、平成 17 年度以降、特別勘定について解約返戻金相当額超過部分のソルベンシー・マージン総額への算入を認める予定とあったが、この取扱いについて、今般の告示及び事務ガイドライン(案)には触れられていないため、改めて算入を認める予定であるか確認したい。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>平成 16 年 10 月 21 日公表のパブリックコメントの結果で回答のとおり、平成 17 年度以降、特別勘定について解約返戻金相当額超過部分のソルベンシー・マージン総額への算入を認めることとしています。</p>
<p>特別勘定について解約返戻金相当額超過部分のソルベンシー・マージン総額への算入する場合、一般勘定に積立てられる最低保証リスクに係わる保険料積立金は、解約返戻金に含まれない(解約時に没収)のが一般的であるが、この一般勘定の保険料積立金について、解約返戻金相当額超過部分のソルベンシー・マージン総額への算入が可能であるか確認したい。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>全期チルメル相当額を超える部分に限り、ソルベンシー・マージン総額への算入を認めることとしています。</p>
<p>解約返戻金相当額超過部分の計算において、全期チルメル相当額を求める必要があるが今</p>	<p>基本的には、一般勘定と同様の方法で計算することとなりますが、詳細については、平成 17 年</p>

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>後、その詳細について定義等がなされるのか確認したい。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>度中間期における業務報告を求める際に記載要領をお示しすることになります。</p>
<p>ソルベンシー・マージン総額に関して、バックエンドロードの一般勘定商品についても、解約返戻金相当額超過部分の算入が認められるべきと考えられるが、どのような予定となっているのか。</p> <p>(ハートフォード生命)</p>	<p>変額年金保険等と同様のバックエンドロードの一般勘定商品であれば、同様の取扱いをする予定としています。</p>